

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	104
処分の種類	医療特別手当証書の返還命令			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第40条			
処分の概要	認定疾病が治ゆ又は当該被爆者が死亡した場合には、指定医療機関に預けた認定書を返還させる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規定(平成7年6月23日厚生省告示第124号)第3条第3項)			
基準の制定根拠	—			